

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (08/3月号) (第42号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府金屋町4-21 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

後期高齢者医療制度の創設 (4月1日施行)

4月から『後期高齢者医療制度』が始まります。現在、健康保険に加入している方・扶養に入っている方、国民健康保険に入っている方等様々ですが、**75歳以上**の方は一律都道府県単位で市町村が加入する**後期高齢者医療制度**に加入となります。よって、被用者保険制度から脱退することになります。

①	制度の運営は各都道府県の広域連合が行います
②	75歳以上の方が対象 (一定程度の障害がある方は65歳以上)
③	保険料は広域連合ごとに決まり、原則として年金から徴収します
④	医療費の自己負担は一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です

後期高齢者医療制度に加入する場合は、特に手続きは必要ありません。既に75歳以上の方には3月下旬に市町村から「被保険者証」が送付されます。また、4月以降に75歳以上になる方には、誕生日の約2週間前に「被保険者証」が送付されます。なお、被扶養者がいる方の場合は、扶養とはできませんので、国保等へ切り替えが必要となります。

労働契約法の創設その① (3月1日施行)

近年、働き方が多様化し、働く人の意識も変わっていく傾向にある中、労働契約をめぐる、労働者と会社との間でトラブルが起きる件数も年々増加しています。

これまでは、労働契約に特化した民事的なルールを規定した法律は存在せず、民法や民事裁判の判決例といったもので対応・判断していくしかありませんでした。しかし、今回、**積み重ねられた判決例を基に労働契約法**が3月1日に施行され、今後は、**労働契約をめぐるトラブルは、労働契約法に照らしてその適否が判断される**ことが期待されています。条文数は19条ですが、小さく産んで大きく育てるといふ趣旨からして、今後追加されることが予定されています。

【 労働契約法の各章の概要 】

各章	概要
第1章： 総 則	労働者と使用者の定義、労働契約の5原則、安全配慮義務・・・
第2章： 労働契約の成立及び変更	労働契約の成立、就業規則との関係、就業規則の変更手続き・・・
第3章： 労働契約の継続及び終了	権利濫用である出向の無効・懲戒の無効・解雇の無効
第4章： 期間の定めのある労働契約	契約期間途中の解雇の禁止、短期契約更新をしない配慮
第5章： 雑 則	適用除外

やはり第2章の『労働契約の成立及び変更』が今回の大きなポイントになるかと思われます。合理的な就業規則が、周知されている場合は、その**就業規則の内容が労働契約の労働条件**になるということです。また、**就業規則の変更には原則として合意が必要**とはっきり明記されることになりました。労働基準法では踏み込まなかった民事的効力についても触れているのが労働契約法の大きな特徴です。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号245-7166 不要 貴社名 _____